

## 児童手当の現況届6月中に手続きを

●問い合わせ 児童福祉課 (☎ 656 - 6520)

児童手当を受給している皆さんは、毎年6月中に「現況届」を提出する必要があります。現況届は、毎年6月1日における状況を確認し、引き続き手当を受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。提出されない場合は、6月以降の手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

### ●手続き方法

現在、児童手当を受給されている皆さんには、案内通知を郵送にてお届けします。

同封された書類に必要な事項を記入・押印の上、必要書類をそろえて提出してください。

### ・提出方法

直接持参（児童福祉課、東部出張所）または郵送（〒020・0692 滝沢市中鶴飼55 児童福祉課）

### ・提出期限

6月29日（金）（当日消印有効）

※提出された書類に、不

備・不足がある場合は手当の支払いが遅くなる場合があります。

### ●手続きに必要なもの

- ・現況届
- ・印鑑（スタンプ印不可）
- ・受給者の健康保険被保険者証の写しまたは年金加入証明書（国民年金加入者は不要）
- ・その他必要に応じて提出する書類があります。

※本年度からマイナンバーの提出が必要となる場合があります。詳しくは案内通知をご覧ください。

### ●平成30年6月定時払いのお知らせ

平成30年6月定時払いは6月8日です。6月定時払いでは、平成30年2月分から5月分までが支給されます。



## 市・県民税の納税通知書を送付します

●平成30年度から適用される主な税制改正  
・給与所得控除の上限額の引き下げ

給与所得控除の上限額が220万円（給与収入一千万円を超える人が対象）に引き下げられました。

・セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の新設

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを行う人が、自身または同一生計の配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品（医師に処方される医薬品からドラッグストアで購入できるような転用された医薬品）を購入した場合は、医療費控除の特例を受けることができることとされました。

●コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行・郵便局で納付できます

指定金融機関での納付のほか、コンビニエンスストア、一部のスーパーやゆうちょ銀行・郵便局

などで、個人の市民税・県民税を納付できます。なお、納付期限を過ぎたものや金額を訂正したものはコンビニエンスストア、ゆうちょ銀行・郵便局では納付することができません。また、1枚の納付額が30万円を超えるものなどについては、コンビニエンスストアで納付することができませんのでご注意ください。

●クレジット納付ができるようになりました

インターネットを使用してクレジット納付ができるようになりました。詳しくは納税通知書に同封されているチラシまたは市のホームページでご確認ください。

### 問い合わせ

・賦課について  
税務課

(☎ 656・6570)

・納付方法について

収納課

(☎ 656・6575)

・納付相談について

収納課

(☎ 656・6573)